

## 寒狭川上流漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：寒狭川上流漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県北設楽郡設楽町清崎字五道9番地

漁業権の免許番号：内共第10号

対象となる漁場：内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場

### 1 遊漁についての制限の範囲

#### (1) キャッチアンドリリース区間の設置

①次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご にじます	当貝津川で、この組合が定めて公表した区間	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで

②①の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

#### (2) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、旋刺網及び引掛け以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
旋 刺 網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上

③漁場区域内におけるあゆの遊漁については、竿釣（ルアー釣に限る。）によって遊漁をしてはならない。

(3) -①の規定によるあゆについての解禁の日から8月1日以降で組合が定めて公表する日までは、竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

④③の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証承認取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

⑤あまごについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

⑥引掛けによる遊漁はあゆに限るものとする。

⑦次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

### (3) 遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日以降で組合が定めて公表する日から12月31日まで
あ ま ご	2月1日以降で組合が定めて公表する日から9月30日まで
おいかわ、にじます及びうなぎ (以下「雑魚」という。)	竿釣による場合は、おいかわ及びにじますは2月1日から9月30日まで、うなぎは7月1日から9月30日まで 旋刺網(全長20メートル以下)による場合は8月1日から9月30日まで

②①の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証承認取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (4) 禁止区域

①(3)の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中、ウ欄に掲げる魚種の遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
呼間川のうち、北設楽郡設楽町松戸字キヒウ地内のキヒウ橋から下流の豊川合流点に至る区域	1月1日から 12月31日まで	あゆを除く 全魚種
国土交通省が立入禁止として公表した区間	国土交通省が公表した期間	全魚種

②①の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証承認取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (5) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	20センチメートル
あ ま ご	15センチメートル
に じ ま す	15センチメートル

## 2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは、あゆ及びあまごの遊漁料は①に掲げる額の2分の1に相当する額とし、雑魚の遊漁料は無料とする。(2) のただし書に規定する方法により納付するときは、1,500円を加算した額とする。

① 竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
あゆ	竿釣	解禁の日から12月31日まで	1日	3,000円
		解禁の日から12月31日まで	1年	15,000円
あまご	竿釣	解禁の日から9月30日まで	1日	1,500円
			1年	7,500円
雑魚	竿釣	おいかわ及びにじますは2月1日から9月30日まで うなぎは7月1日から9月30日まで	1日	1,500円
			1年	7,500円

② その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	旋刺網及び引掛け	1日	2,000円
雑魚	旋刺網		500円

(2) 竿釣による遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

(3) (2) に規定する遊漁承認証取扱所は、組合事務所の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁券売所」の標札を掲げるものとする。

(4) (1) -②に掲げるその他の場合の遊漁料については、組合事務所に納付するものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記1もしくは別記2の内容を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(2)に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の提示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(5) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記3による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

## 6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

## 7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日

○別記 1

遊漁承認証（年券）

1. 発券番号
2. 発券年（年度）
3. 発行漁業協同組合名
4. 魚種
5. 使用者の住所及び氏名
6. 使用者の生年月日又は年齢
7. 使用者写真貼付欄
8. 注意事項

○別記 2

遊漁承認証（日券）

1. 発券番号
2. 使用年月日
3. 発行漁業協同組合名
4. 魚種
5. 漁具、漁法
6. 遊漁料
7. 使用者の氏名
8. 使用者の住所
9. 発行者
10. 注意事項

○別記 3

漁場監視員証

表	裏
<p>漁場監視員証 NO _____</p> <p>発行年月日 年 月 日</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>有効期間 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"><div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;">割印</div><div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div></div>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。</li><li>2. 監視員をやめた場合は組合に返納してください。</li><li>3. 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください。</li><li>4. 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。</li></ol>